

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策について

令和2年4月8日
 地方税財政常任委員会委員長
 富山県知事 石井 隆一

○ 国では、4月7日に、事業規模108兆円の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」を閣議決定

○ ①感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発、②雇用の維持と事業の継続、③次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復、④強靱な経済構造の構築、⑤今後への備え の5つの柱からなる施策を展開

○ これまでの知事会の働きかけにより、

① 新たな交付金の創設

- ・ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(仮称) (1兆円)

地方公共団体が、地域の実情に応じてきめ細かに必要な事業に取り組むための新たな交付金

- ・ 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(仮称) (1,490億円)

都道府県の医療機関の体制や軽症者等の医療機関以外の療養場所等を確保するための新たな交付金

② 地方税の軽減措置に係る減収額は、全額国費により補填 (計2,000億円程度)

・固定資産税	中小事業者軽減分
	生産性革命に係る特例措置の拡充(建物・建築物)
	〃 2年間延長
・都市計画税	中小事業者軽減分
・自動車税・軽自動車税	需要平準化対策に係る特例措置の半年延長

など、税財政面でも地方団体に対して配慮

○ 今後も、感染状況や経済状況に応じて、引き続き国に対応を求めていく必要がある。